

「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」設置要綱

平成 16 年 12 月 14 日

16 新福生庶第 556 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日 21 新福生自第 37 号

改正 平成 25 年 5 月 22 日 25 新福生相第 343 号

改正 平成 26 年 3 月 10 日 25 新福生相第 2054 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日 26 新福生相第 676 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日 31 新福生第 5075 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日 6 新福生第 62 号

(目的及び設置)

第 1 条 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、新宿区におけるホームレスに関する問題の実状に応じた施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を改定するにあたり、学識経験者、区民、ホームレスの自立の支援等を行う民間団体等の意見を反映させるため、「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、推進計画について必要な検討を行い、その結果を区長に報告する。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 社会福祉を目的とする団体の構成員 2 人以内
- (3) ホームレスの自立の支援を行う団体の構成員 3 人以内
- (4) 民生委員・児童委員 1 人
- (5) 区民及び区の地域づくりに向けた活動を行う団体の構成員 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する報告をしたときまでとする。

2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会に、具体的事項の検討のために部会を設置することができる。

- 2 部会で検討した事項については、委員会に報告するものとする。
- 3 部会の組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部生活福祉課生活支援係において処理する。

(会議の公開)

第9条 策定委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。